

沼田市木造住宅耐震改修補助事業

地震への備えはできていますか？

地震による木造住宅の倒壊等の被害から市民の生命及び財産の保護を図り、もって「防災まちづくりの推進」に資することを目的として、

耐震改修工事費の一部を補助します。

※ 耐震診断については、無料沼田市木造住宅耐震診断者派遣事業をご活用下さい。

1 対象住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの）
- ②在来軸組工法で建築した平屋建てまたは2階建てのもの
- ③個人が所有し、かつ、居住の用に供しているもの（貸家を除く）
- ④耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの
- ⑤市内に存する木造住宅

2 対象者

- ① 対象住宅の現在住んでいる人又は耐震改修工事後住む人
- ② 世帯の中に市税等の滞納している人がいないこと
- ③ 世帯の中に暴力団員がいないこと

3 対象工事

- ①「倒壊しない又は一応倒壊しない」となる耐震改修工事
- ②本年度中に工事を完了し、報告書の提出が出来ること

4 対象経費 : 耐震改修工事費

5 補助金額 : 補助対象経費の5分の4以内で、100万円を限度

6 申し込み : 工事着工前に建築住宅課建築指導係に申請書類を提出
8時30分～17時15分（閉庁日除く）

※令和3年度から補助金分を直接、工事施工者へ支払えるようになりました。その分、耐震改修工事費用の準備金の負担が少なくなりました。詳しくは下記までお問い合わせください。

耐震診断・耐震改修の相談窓口及びお問い合わせは、

沼田市役所 都市建設部 建築住宅課 建築指導係
沼田市下之町 888 TEL0278-23-2111（代）